

部活動に係る活動方針

平成31年3月策定

◇活動の基本方針

- (1) 学習活動と部活動の両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- (2) 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の成長を図る。

◇指導体制の整備について

- (1) 各部活動には顧問を配置して、生徒・保護者も含め現状や目標、活動内容について共通理解を図り、適切に行えるように留意する。
- (2) 各部活動の顧問は、年間・月間の活動計画を生徒・保護者に周知する。
- (3) 各部活動の顧問は、必要に応じて外部指導者を活用するとともに、適切な指導を生徒に提供するように努める。

◇具体的な活動の進め方

- (1) 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- (2) 体罰やハラスメントの根絶を目指し、研修を実施する。
- (3) 部活動顧問会議を設定し、定期的情報交換を行う。
- (4) 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問、担任、養護教諭等の連携を図る。
- (5) 教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- (6) 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- (7) 部活動に係る費用(部費など)を徴収する際は、保護者の理解を得るとともに、管理職の指導の下、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

◇適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、原則として週2日以上以上の休養日を設ける。(平日1日以上かつ土日いずれか1日以上)定期試験5日前及び定期試験期間中の部活動は、原則行わない。
- (2) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。
- (3) 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、連続する休養日を設定する。
- (4) 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査する。

◇適切な指導の実施

- (1) 校長及び顧問、外部指導者等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動でも指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ傷害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活の配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 部活動の指導において、部活動顧問や外部指導者等による不適格な言動、行為は体罰等として許されないものである。なお、部活動内の上級生・下級生等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。

<附則>

- 1 この方針は、平成31年4月1日から適用する。